

平成30年12月17日

陳情第150号

ゴミ収集に関わる手続の再検討を求める陳情



ゴミ収集に関わる手続の再検討を求める陳情

【陳情趣旨】

少子高齢化による労働人口の減少や労働環境の劣悪化などにより、恒常的な労働力不足が認識される事態となり、一部は社会問題化したことにより改善しつつあるようですが、従来の技能実習制度では対応できないとして、入管難民法を改正し外国人労働者をさらに増やそうとの試みが行われようとしています。

しかし、現実には法律の改正・施行を待たずに進行しつつあり、既に小田原市内の各事業所やその周辺においても、外国人労働者と思しき人たちを見かけることも珍しくない状況となっています。

そうした外国人労働者の多くは市内に居住し生活していることが多く、近隣の住民と協調し住環境を維持していくべきところ、事業者や小田原市による外国人労働者への広報・周知が進んでいないように見えます。

本陳情では、ゴミ収集事業全てを対象としているわけではなく、主に家庭など市民生活により排出されるゴミの収集方法を、時代の趨勢に合わせるべく再検討すべきものと考えております。

小田原市の家庭ゴミは、小田原市指定の有料ゴミ袋に入れ指定のゴミ収集場所（ゴミステーション）に持ち寄ることとなっております。ゴミステーションは原則としてそれぞれの地域住民が管理していることになっていますが、実態としては単位自治会が利用場所を選定し、小田原市がゴミステーションの管理を指定した者に委託するという形式になっています。そのうえでゴミステーションの管理経費として、自治会員数分だけの管理経費を小田原市は支払っていますが、自治会未加入の住民がゴミステーションを利用することについて、小田原市は自治会会員だけが利用できるとは広報・周知していません。

これは、外国人労働者に対しても同様の取り扱いとなっているわけで、80%を割り込んでいると思われる自治会員（世帯）に対し、小田原市は未加入世帯に便宜供与（自治会会員が利用・管理するゴミステーションの無償利用）することを当然のこととして許容していることとなります。

全国の市町村でゴミ収集をどのように実施しているか調査するまでもなく、戸別収集によるか、収集場所に集めるかの方法に大別されるはずですが、環境事業センターなどに自分で持ち込むのは必要があるときだけです。

小田原市として、外国人労働者を含む自治会未加入世帯に対し、ゴミステーションを利用することについて、ゴミステーションの管理者である単位自治会の同意を得るよう広報・周知する責任があります。

外国人労働者については、その住居を事業者が提供していることが多く、事業者に対しても同様に、単位自治会の同意を得ることを外国人労働者に広報・周知することを求める必要があります。あるいは、事情を十分に理解できない外国人労働者に代わって、事業者が自治会に同意を求めることを義務化する必要があります。

ただ、小田原市がゴミステーションの利用を理由として自治会に加入するよう勧奨してはなりません。住民が自治会を組織することについて、行政が不当に勧奨することは違法行為となりかねません。原理原則として説明する責務があるということです。

では、小田原市としてはどう改善を図るのかといえば、家庭ゴミの収集は原則として戸別収集にすることとし、収集費用として世帯割、人数割などで相当程度の収集料金を賦課することです。ただし、住民が任意で届け出て自主的に管理する場所に収集を求める場合は、利用者名簿を提出させ

確認できる世帯については従来通りの収集方法とし、収集料金の賦課を免除するとすれば、行政サービスに対する負担の公平が維持できます。

【陳情項目】

小田原市議会として、小田原市長に対し、ゴミ収集について下記のとおり改善するよう再検討することを求めること。

- 1 ゴミ収集は原則として戸別収集方式に変更し、収集料金を世帯ごとに賦課するものとする。
- 2 ゴミステーションを設置・維持・管理する利用者（住民）の申し出によって従来どおりのゴミステーション収集とすることもできるものとする。
- 3 利用者（住民）がゴミステーションを設置した場合の維持管理については、小田原市は世帯数に応じた応分の管理経費を設置者に支払うものとする。
- 4 利用者（住民）がゴミステーションを設置することを小田原市に届け出た場合は、戸別収集に関わる賦課料金を免除できるものとする。
- 5 外国人労働者世帯については、就労する事業所（事業者・派遣会社等）に小田原市のゴミ収集事業について周知を図り、適切な費用負担を求めること。

平成30年12月17日

小田原市議会議長

加藤 仁司 様

提出者

小田原市中村原303

加藤 哲男 ㊞